

## 松本市が所有する動画の切り抜きに関するガイドライン

松本市が所有する動画の一部を切り抜いて新たな動画を制作する場合には、松本市に事前に許可を得るとともに、以下を遵守すること。

### 1 用語の定義

本ガイドラインにおいて「切り抜き」とは、松本市が所有する YouTube チャンネル内の一つ又は複数の動画（以下、「元動画」という。）の一部を視聴者自ら切り抜くことをいい、「切り抜き動画」とは、切り抜きにより新たに制作された動画のことをいう。

### 2 使用条件

- (1) 切り抜きは松本市が許可した範囲のみ可とし、切り抜いた動画は、一切編集せずに使用すること。
- (2) 制作・投稿した切り抜き動画の概要欄に、元動画の URL とタイトルを明記すること。

### 3 切り抜き動画に関する禁止事項

- (1) 元動画における表現の意図や趣旨を故意に改変し、誤解を生じる内容とすること。
- (2) 松本市、動画出演者又は制作者の名誉・信用を害し、又は人格を侮辱する内容とすること。
- (3) 事実と異なる又は事実かどうか確認されていない内容とすること。
- (4) 第三者の著作権、肖像権、その他の権利を害する内容とすること。
- (5) 第三者の氏名、商号、商品又はサービスの広告、宣伝、販売促進又はプロモーションの目的で制作をすること。
- (6) 法令又は公序良俗に反する内容を表現すること。

### 4 その他

- (1) 切り抜き動画に起因する事由により、第三者から苦情の申立て、損害賠償請求等を受けた場合、切り抜き動画投稿者が自らの責任で当該問題を解決する。
- (2) 切り抜き動画において第三者が権利を有する素材等を用いる場合、切り抜き動画投稿者の責任により当該素材にかかる許諾をその権利者から得るものとする。
- (3) 松本市が本ガイドラインの違反を認めた場合には、松本市の請求により直ちに違反にかかるチャンネル、アカウント又は動画の削除を行う。その際、一切の異議を述べないものとし、松本市に生じた損害を賠償するものとする。
- (4) 本ガイドラインは、松本市の判断によりいつでも改定し、又は廃止できるものとする。改定後の内容は、松本市ホームページへの公開をもって効力を生じるものとする。